



発行 新潟県

**第 81 号**

平成26年10月17日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1417 知事の定める普通肥料及び知事の定める表示事項の改正（農産園芸課）
- 1418 公有水面埋立ての免許（漁港課）
- 1419 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1420 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1421 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1422 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 1423 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1424 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1425 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1426 公共測量の実施通知（監理課）
- 1427 公共測量の実施通知（監理課）
- 1428 公共測量の終了通知（監理課）
- 1429 道路の区域変更（道路管理課）
- 1430 道路の供用開始（道路管理課）
- 1431 道路の区域変更（道路管理課）
- 1432 道路の供用開始（道路管理課）
- 1433 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1434 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

告 示

◎新潟県告示第1417号

知事の定める普通肥料及び知事の定める表示事項（平成26年1月新潟県告示第44号）を次のとおり改正する。

平成26年10月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削除する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

知事の定める 普通肥料	知事の定める 表示事項	知事の定める 普通肥料	知事の定める 表示事項
1～5	(略)	1～5	(略)
6 牛由来の原料を原料として生産された普通肥料	この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。	6 牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料	この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

◎新潟県告示第1418号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。  
平成26年10月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 埋立免許年月日

平成26年10月8日

2 出願人の名称及び住所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県佐渡市稲鯨1601番地1及び1799番地6に接する国有海浜地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうちK64の地点とK66の地点を結ぶ平成25年秋分の満潮位(D.L.+0.444m)における公有水面と陸地との境界線、K66の地点とK68とを順次結び、K68の地点と63の地点を直線で結んだ平成25年秋分の満潮位(D.L.+0.444m)における公有水面との境界線、及び63の地点とK64の地点とを順次結ぶ平成25年秋分の満潮位(D.L.+0.444m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

K64の地点 佐渡市稲鯨白地護岸基準点(北緯37度58分21秒、東経138度14分23秒)から244度09分52秒14.436mの地点

K66の地点 K64の地点から211度04分00秒51.684mの地点

K67の地点 K66の地点から301度00分26秒110.108mの地点

K68の地点 K67の地点から211度15分35秒3.421mの地点

63の地点 K68の地点から301度00分37秒4.847mの地点

62の地点 63の地点から79度23分10秒5.489mの地点

61の地点 62の地点から70度31分22秒1.200mの地点

60の地点 61の地点から72度33分36秒15.151mの地点

59の地点 60の地点から72度23分11秒15.202mの地点

58の地点 59の地点から71度17分32秒15.545mの地点

57の地点 58の地点から72度53分48秒15.050mの地点

56の地点 57の地点から70度33分51秒15.787mの地点

55の地点 56の地点から129度28分54秒10.103mの地点

54の地点 55の地点から125度02分45秒10.022mの地点

53の地点 54の地点から131度36分36秒10.165mの地点

52の地点 53の地点から123度52分44秒10.012mの地点

51の地点 52の地点から148度08分00秒11.210mの地点

(3) 面積

4,794.81平方メートル

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

新潟県佐渡市稲鯨1601番地1及び1799番地6に接する国有海浜地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうちK140の地点から101の地点までを順次結んだ線、及び101の地点とK140の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域。

K140の地点 佐渡市稲鯨白地護岸基準点(北緯37度58分21秒、東経138度14分23秒)から319度28分52秒8.308mの地点

K142の地点 K140の地点から211度02分15秒0.533mの地点

K64の地点 K142の地点から211度04分04秒14.185mの地点

K66の地点 K64の地点から211度04分00秒51.684mの地点

K141の地点 K66の地点から211度04分02秒4.085mの地点

121の地点 K141の地点から301度07分26秒10.122mの地点

122の地点 121の地点から299度09分27秒10.006mの地点

124の地点 122の地点から302度14分10秒10.002mの地点

125の地点 124の地点から301度58分08秒10.001mの地点

126の地点 125の地点から301度36分23秒10.000mの地点

127の地点 126の地点から301度18分14秒9.999mの地点

128の地点 127の地点から299度58分53秒10.004mの地点

130の地点 128の地点から300度54分35秒10.000mの地点

131の地点 130の地点から302度28分23秒10.002mの地点

132の地点 131の地点から297度58分30秒10.015mの地点

133の地点 132の地点から303度26分44秒10.008mの地点

134の地点 133の地点から293度52分50秒5.042mの地点

118の地点 134の地点から293度46分51秒0.737mの地点

112の地点 118の地点から69度42分02秒1.176mの地点

63の地点 112の地点から60度19分24秒0.313mの地点

K139の地点 63の地点から75度55分40秒3.467mの地点

111の地点 K139の地点から75度55分09秒3.428mの地点

110の地点 111の地点から71度59分26秒15.325mの地点

109の地点 110の地点から72度07分55秒15.279mの地点

108の地点 109の地点から72度01分01秒15.317mの地点

107の地点 108の地点から72度08分51秒15.276mの地点

K138の地点 107の地点から71度02分18秒9.186mの地点

106の地点 K138の地点から71度02分21秒6.442mの地点

K137の地点 106の地点から71度34分14秒6.602mの地点

105の地点 K137の地点から71度34分31秒8.853mの地点

104の地点 105の地点から73度19分41秒14.925mの地点

117の地点 104の地点から98度51分07秒2.638mの地点

116の地点 117の地点から106度43分03秒2.406mの地点

K136の地点 116の地点から123度19分41秒0.703mの地点

115の地点 K136の地点から123度18分58秒1.02mの地点

114の地点 115の地点から143度25分54秒1.558mの地点

113の地点 114の地点から148度50分18秒2.333mの地点

102の地点 113の地点から149度32分23秒11.356mの地点

101の地点 102の地点から148度23分52秒11.236mの地点

(3) 面積

6,461.38平方メートル

- 5 埋立地の用途  
漁港施設用地

◎新潟県告示第1419号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、長岡市の中之島土地改良区の定款の変更を平成26年10月8日認可した。

平成26年10月17日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第1420号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、長岡市の三島郡北部土地改良区の定款の変更を平成26年10月6日認可した。

平成26年10月17日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第1421号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の国府川左岸土地改良区の定款の変更を平成26年10月7日認可した。

平成26年10月17日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第1422号

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、平成26年10月20日から平成26年11月17日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月17日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
上越市 三和村土地改良区	三和村	維持管理事業	変更	土地改良事業変更計画書の写し 定款の写し	上越市役所、 上越市三和区総合事務所	第48条

- 1 この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第1423号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用排水施設整備(中山間地域総合整備)事業に係る換地計画を定めたので、平成26年10月20日から平成26年11月17日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月17日

新潟県知事 泉田裕彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	清津里山(白羽毛)	換地計画書の写し	十日町市役所

- 1 この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- 2 この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができる。

ない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

#### ◎新潟県告示第1424号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用排水施設整備（農地環境整備）事業に係る換地計画を定めたので、平成26年10月20日から平成26年11月17日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月17日

新潟県知事 泉田裕彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	赤倉	換地計画書の写し	十日町市役所

- この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

#### ◎新潟県告示第1425号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用排水施設整備・農用地改良保全（中山間地域総合整備）事業に係る換地計画を定めたので、平成26年10月20日から平成26年11月17日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月17日

新潟県知事 泉田裕彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	六郎女	換地計画書の写し	出雲崎町役場

- この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

#### ◎新潟県告示第1426号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新発田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年10月17日

新潟県知事 泉田裕彦

- 作業種類 公共測量（地盤変動調査 精密水準測量）
- 作業期間 平成26年9月12日から平成27年3月2日まで
- 作業地域 新発田市内一円

#### ◎新潟県告示第1427号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新保中央土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年10月17日

新潟県知事 泉田裕彦

- 作業種類 公共測量（基準点測量・出来形確認測量）
- 作業期間 平成26年10月1日から平成27年3月31日まで
- 作業地域 長岡市新保町の一部

#### ◎新潟県告示第1428号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（魚沼地

域振興局長) から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年10月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(県営経営体育成基盤整備事業 長松地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成25年8月1日から平成26年9月30日まで
- 3 作業地域 魚沼市江口 ほか 地内

◎新潟県告示第1429号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 向山越後川口停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市西川口字横平252番1から	新	9.0~40.2メートル	329.1メートル
同市西川口字横平354番1まで	旧	8.5~22.4メートル	314.6メートル

備考 路線の重用  
一部区間県道小千谷川口大和線と重用

◎新潟県告示第1430号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 向山越後川口停車場線
- 2 供用開始の区間  
長岡市西川口字横平252番1から同市西川口字横平354番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年10月17日

◎新潟県告示第1431号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 後谷黒田脇野田停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大和六丁目268番1から	新	13.0~36.6メートル	550.0メートル
同市大和六丁目909番1まで			

	旧	13.0～36.6メートル	550.0メートル
--	---	---------------	-----------

## ◎新潟県告示第1432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 後田黒田脇野田停車場線
- 2 供用開始の区間  
上越市大和六丁目 268 番 1 から同市大和六丁目 909 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年10月17日

## ◎新潟県告示第1433号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年10月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
二之町地区	村上市本町、二之町、羽黒口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新町地区	村上市新町、本町、二之町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽黒町(7)地区	村上市羽黒町、仲間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仲間町(1)地区	村上市仲間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仲間町(2)地区	村上市仲間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仲間町(3)地区	村上市仲間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仲間町(4)地区	村上市仲間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仲間町(5)－1地区	村上市仲間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仲間町(5)－2地区	村上市仲間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仲間町(6)－1地区	村上市仲間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仲間町(6)－2地区	村上市仲間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
臥牛沢地区	村上市本町、仲間町	次の図のとおり	土石流
臥牛南沢地区	村上市本町、仲間町	次の図のとおり	土石流

狼沢地区	村上市仲間町	次の図のとおり	土石流
------	--------	---------	-----

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松山地区	新潟市江南区松山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松山(1)地区	新潟市江南区松山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 3 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
六日市町(3)地区	長岡市六日市町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
六日市町(2)地区	長岡市六日市町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
六日市町地区	長岡市滝谷町、六日市町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝谷(4)地区	長岡市滝谷町、六日市町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横枕町(2)地区	長岡市釜沢町、横枕町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜沢町(2)地区	長岡市釜沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜沢町(1)地区	長岡市釜沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜沢町(4)地区	長岡市釜沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜沢川支溪地区	長岡市釜沢町	次の図のとおり	土石流
稲荷山地区	長岡市釜沢町、村松町	次の図のとおり	地すべり
東片貝町地区	長岡市東片貝町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東片貝町(2)地区	長岡市東片貝町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東片貝町(3)地区	長岡市東片貝町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城下川支溪地区	長岡市東片貝町	次の図のとおり	土石流
東片貝町(1)地区	長岡市東片貝町	次の図のとおり	土石流
西片貝町(1)地区	長岡市西片貝町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊



西片貝町(2)地区	長岡市西片貝町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西片貝町(3)地区	長岡市西片貝町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
六日市町地区	長岡市滝谷町、中潟町、六日市町	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 4 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
和木北地区	佐渡市和木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和木(1)地区	佐渡市和木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和木(2)地区	佐渡市和木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和木川地区	佐渡市和木	次の図のとおり	土石流
和木中川地区	佐渡市和木	次の図のとおり	土石流
和木地区	佐渡市和木	次の図のとおり	土石流
和木玉崎地区	佐渡市和木、玉崎	次の図のとおり	地すべり
椿尾(1)地区	佐渡市椿尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椿尾(2)地区	佐渡市椿尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椿尾(3)地区	佐渡市椿尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椿尾(4)地区	佐渡市椿尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椿尾(5)地区	佐渡市椿尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新保西(1)地区	佐渡市南新保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新保西(2)地区	佐渡市南新保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新保東(1)地区	佐渡市南新保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新保東(2)地区	佐渡市南新保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新保東(3)地区	佐渡市南新保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
権助川地区	佐渡市南新保	次の図のとおり	土石流
仙右エ門川地区	佐渡市南新保	次の図のとおり	土石流

高森川地区	佐渡市南新保	次の図のとおり	土石流
大杉(1)地区	佐渡市大杉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大杉(2)地区	佐渡市大杉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺川(1)地区	佐渡市大杉	次の図のとおり	土石流
寺川(2)地区	佐渡市大杉	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第1434号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年10月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

#### 1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
二之町地区	村上市本町、二之町、羽黒口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新町地区	村上市新町、本町、二之町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽黒町(7)地区	村上市羽黒町、仲間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仲間町(1)地区	村上市仲間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仲間町(3)地区	村上市仲間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仲間町(4)地区	村上市仲間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仲間町(5)－1地区	村上市仲間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仲間町(5)－2地区	村上市仲間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仲間町(6)－1地区	村上市仲間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
臥牛沢地区	村上市本町、仲間町	次の図のとおり	土石流
臥牛南沢地区	村上市本町、仲間町	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 2 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松山地区	新潟市江南区松山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松山(1)地区	新潟市江南区松山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### 3 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
六日市町(3)地区	長岡市六日市町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
六日市町(2)地区	長岡市六日市町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
六日市町地区	長岡市滝谷町、六日市町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横枕町(2)地区	長岡市釜沢町、横枕町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜沢町(2)地区	長岡市釜沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜沢町(1)地区	長岡市釜沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜沢町(4)地区	長岡市釜沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東片貝町地区	長岡市東片貝町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東片貝町(2)地区	長岡市東片貝町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東片貝町(3)地区	長岡市東片貝町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西片貝町(1)地区	長岡市西片貝町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西片貝町(2)地区	長岡市西片貝町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西片貝町(3)地区	長岡市西片貝町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### 4 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
和木北地区	佐渡市和木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和木(1)地区	佐渡市和木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和木(2)地区	佐渡市和木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和木川地区	佐渡市和木	次の図のとおり	土石流
椿尾(1)地区	佐渡市椿尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椿尾(2)地区	佐渡市椿尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新保西(1)地区	佐渡市南新保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新保西(2)地区	佐渡市南新保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新保東(1)地区	佐渡市南新保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新保東(2)地区	佐渡市南新保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新保東(3)地区	佐渡市南新保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
権助川地区	佐渡市南新保	次の図のとおり	土石流
仙右エ門川地区	佐渡市南新保	次の図のとおり	土石流
高森川地区	佐渡市南新保	次の図のとおり	土石流
大杉(1)地区	佐渡市大杉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大杉(2)地区	佐渡市大杉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺川(2)地区	佐渡市大杉	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)